

事務局（局長）	<p>ただいまから、令和８年第10回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたり、幸野会長に御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	（会長挨拶）
事務局（局長）	<p>それでは議案審議に移ります。会議規則第３条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中16名、推進委員20名中20名で定足数に達していますので、総会が成立していることを御報告いたします。</p> <p>本日、15番平井城太郎委員、27番永沼寛委員、34番跡部雅委員から欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。</p> <p>まず、日程第１、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、７番大藤富茂委員と８番森岡芳文委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第２、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の菊地主任専門員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第３、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第62号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼農地係長）	<p>議案第62号農地法第３条の規定による許可申請について説明します。議案書１ページ並びに議案説明資料２ページから３ページを併せて御覧ください。</p> <p>１番、東大洲の田４筆5,147平方メートルについて、譲渡人が県外在住で耕作管理が困難なため、譲受人が申請地を購入し経営規模拡大を図るものです。所有権移転後は水稻を栽培する計画です。農業は譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>２番、白滝の樹園地10筆2,569.89平方メートルについて、空き家バンクに登録された物件と付近の農地を併せて取得し、新たに耕作管理を始めるものです。所有権移転後は果樹を栽培する計画です。農業は譲受人本人が年間を通じて従事します。</p> <p>以上２件の御審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、まず地元委員より報告を受けたいと思います。</p> <p>１番。</p>
３番	<p>１番案件について御説明します。議案説明資料２ページを参考にしてください。１番案件は売買による所有権移転です。申請地は、大洲市総合福祉センターから東へ約１キロメートルから1.5キロメートルの所にある農地です。先月17日に事務局職員と現地確認を行いました。申請地は雑草や雑木が繁茂しており、しばらく耕作されていない農地ですが、今後、譲受人が整備していくとのこと。譲受人は、家族で年間通じて農業に従事しており、今後も水稻の栽培を行うため、耕作管理に問題ないと考えます。調査結果については、議案説明資料に記載のと</p>

	<p>おりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	2番。
30番	<p>2番案件について御説明いたします。議案説明資料は3ページを参考にしてください。2番案件は、空き家バンクに登録された物件と付近の農地を併せて購入するもので、売買による所有権移転です。申請地は旧白滝小学校から北西へ約350メートルから800メートルの所にある農地です。先月16日に事務局職員と現地確認を行いました。申請農地につきましては、現在作付けしている栗や柿などを引き継ぎつつ栽培したい旨の新規営農計画書が提出されております。譲受人は、学生の頃、実家の農業の手伝いをし経験があるとのことでした。譲受人が年間を通じて従事されるとのことですので、今後の耕作状況を見守っていくこととします。調査結果については議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。以上、御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何か御質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特に御質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに御異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	御異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、議案第63号農地法第3条の規定による許可の取消しについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農地係長）	<p>議案第63号農地法第3条の規定による許可の取消について御説明します。議案書2ページを御覧ください。</p> <p>1番、富士の土地1筆です。当該申請につきましては、令和3年第11回定例総会に議案上程しまして許可を得ておりましたが、実際の所有権移転に関し契約の解除があったと譲渡人より申し立てがありました。その後双方で協議していただき、連名での取消願が提出されましたので議案上程いたします。</p> <p>2番、森山の土地、合計21筆です。当該申請につきましては令和8年第8回定例総会に議案上程しまして許可を得ておりましたが、実際の所有権移転に関し契約の解除があったと譲受人より申し立てがありました。その後双方で協議をしていただき、連名での取消願が提出されましたので議案上程いたします。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、何か御質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）

議長（会長）	特に御質疑もないようですので、本案を願いのとおりにやむを得ないものとして許可取り消しとすることに御異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	御異議ないものと認め、本案は願いのとおりに許可取り消しとすることに決定いたしました。 次に、議案第64号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局（主任専門員兼農地係長）	議案第64号農地法第5条第1項の規定による許可申請について御説明申し上げます。議案書3ページ、並びに別紙議案説明資料の4ページからを併せて御覧ください。 1番、徳森字土肥の土地1筆279平方メートルです。譲受人は借家住まいですが、子どもの成長とともに手狭となったため、申請地を取得し自己住宅を建築するものです。農地の区分は、大洲市中心部から東北東に約4.3キロメートルの所に位置し、住宅の用に供する施設が連担しており、市街地化が見込まれる区域に隣接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断しております。一般基準の各審査項目につきましては、別冊議案説明資料4ページを御確認ください。以上1件でございます。御審議のほどをお願いいたします。
議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、まず地元委員より報告を受けたいと思います。 1番。
6番	それでは、1番案件の調査結果を御報告いたします。議案説明資料の4ページから7ページを参考にしてください。申請地は5ページの位置図のとおり、平コミュニティセンターから北東へ約380メートルに位置する農地になります。まず、立地基準につきましては、事務局説明資料のとおり第2種農地であり、特に問題ないものと思われます。次に、一般基準である第3号の転用の確実性ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことでありますので、問題ないものと思われます。第4号の周辺農地等への影響につきましては、6ページの地番地目図のとおり、申請地は市道に隣接し、周辺部に農地はありませんので、各項目につきまして適当と思われることから問題ないものと思われます。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何か御質疑はありますか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特に、御質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、御異議ありませんか。
委員	（異議なし）

議長（会長）	<p>御異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第65号農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼農地係長）	<p>議案第65号農用地利用集積等促進計画案について御説明します。議案書4ページから9ページを御覧ください。本案件につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。貸し手、借り手、土地の所在地、その他各計画内容につきましては記載のとおりです。今回の概要は利用権設定のうち使用貸借はありませんでした。賃貸借の件数、筆数は12件32筆で、利用権設定の総面積は3万5,554平方メートルです。問題なければ意見について特になしと回答することとしたいと考えております。議案についての説明は以上です。御審議のほどよろしく願います。</p>
議長（会長）	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、何か御意見はありませんか。</p>
委員	<p>（意見なし）</p>
議長（会長）	<p>特に、御意見もないようですので、本案を原案のとおり意見なしとして決定することに御異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>御異議ないものと認め、本案は原案のとおり意見なしとして、市長へ答申することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることといたします。</p>